

# 福岡県公報

平成26年11月4日  
第3642号

## 目次

### 告示(第924号・第925号)

- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) …………… 1  
○保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 1

### 公告

- 福岡県自動車税納税通知書作成テストプリント業務の委託に係る提案の募集 (税務課) …………… 2  
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2  
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3

### 公安委員会

- 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全総務課) …………… 3  
○犯罪被害者等給付金の支給についての裁定 (警察本部被害者支援・相談課) …………… 5

## 告示

### 福岡県告示第924号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成23年12月福岡県告示第2025号宗像都市計画道路事業3・4・16号東郷駅前線及び宗像都市計画道路事業3・4・16号東郷駅前線(駅前広場)の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年11月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 事業施行期間

平成23年12月6日から平成31年3月31日まで

### 2 事業地

- (1) 取用の部分  
宗像市田熊二丁目及び田熊四丁目並びに平井一丁目及び平井二丁目地内  
(2) 使用の部分  
宗像市田熊二丁目及び田熊地内

### 福岡県告示第925号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年11月4日

福岡県知事 小川 洋

### 1 保安林の所在場所

福岡市東区大字勝馬字入口46の2、46の3

### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字入口46の2・46の3(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

# 公 告

## 公告

次のとおり福岡県自動車税納税通知書作成テストプリント業務委託に係る提案を募集します。

平成26年11月4日

福岡県知事 小 川 洋

### 1 提案の内容

福岡県自動車税納税通知書テストプリント業務に係る提案（詳細は、「福岡県自動車税納税通知書作成テストプリント業務委託に伴う企画提案競技実施要領（以下「企画提案競技実施要領」という。）」によるほか、説明会を開催する。）

### 2 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たしていることを条件とする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (2) 県内に事業所を有する者であること。

### 3 手続等

#### (1) 事務を担当する部局の名称

福岡県総務部税務課直税第二係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3067

#### (2) 企画提案競技実施要領の交付

##### ア 期間

この公告の日から平成26年11月28日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

##### イ 場所

(1)の部局とする。

##### ウ 方法

無料で直接交付する。

### (3) 説明会

#### ア 日時

平成26年11月20日（木）午前10時00分から午前11時30分まで

#### イ 場所

〒812-8542

福岡市博多区博多駅東一丁目17番1号

福岡県福岡東総合庁舎3階 第3会議室

#### ウ その他

出席者は1社につき3名までとする。事前予約は不要

### (4) 提案書の提出

#### ア 期限

平成26年11月28日（金）午後5時00分まで

#### イ 場所

(1)の部局とする。

#### ウ 方法

直接持参すること（ただし、県の休日は受領しない。）。

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年11月4日

福岡県知事 小 川 洋

### 1 開発区域に含まれる地域の名称

春日市須玖北九丁目41番、42番、85番、117番及び118番

### 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

春日市須玖北六丁目60番地

株式会社 SKDビルシステム

代表取締役 関戸 幸樹

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年11月4日

福岡県知事 小川 洋

### 1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡志免町大字志免字奈良ガ元550-35、字石井手701-3、701-8及び701-12並びに字飛越861-2、861-3及び861-5、粕屋町大字酒殿字八田160-3、160-15、160-19、161-20、161-24、161-25、及び164-9

### 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡志免町大字志免90番

株式会社 SNC

代表取締役 飯田 直樹

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第289号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成26年11月4日

福岡県公安委員会

### 1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

### 2 講習の種別、期日、時間及び場所

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に

規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成26年12月10日（水）から同年12月18日（木）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

### (2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成26年12月15日（月）から同年12月18日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は、午前10時25分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

### 3 受講定員

#### (1) 新規取得講習

42名

#### (2) 追加取得講習

6名

### 4 受講対象者

#### (1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (2) 追加取得講習  
受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者
- 5 受講申込手続等
- (1) 受付期間  
平成26年11月12日（水）から同年11月14日（金）までの午前9時00分から午後5時00分までの間
- (2) 受付場所  
北九州市門司区小森江三丁目9番1号  
福岡県警察警備員教育センター
- (3) 必要書類

- ア 新規取得講習
- (ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通  
※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。
- (イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面
- a アに該当する者  
最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書
- b イに該当する者  
合格証明書（1級）の写し
- c ウに該当する者  
合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等
- d エに該当する者  
旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し
- e オに該当する者  
旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等
- イ 追加取得講習
- (ア) 前記5(3)アに掲げる書面
- (イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し
- (4) 講習受講手数料
- ア 新規取得講習  
47,000円
- イ 追加取得講習

23,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であつても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であつても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

- (2) 講習に関する問合せは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

**福岡県公安委員会告示第295号**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第11条第1項に規定する犯罪被害者等給付金の支給についての裁定に関する審査基準（以下「審査基準」という。）の改正を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき告示する。

平成26年11月4日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

審査基準は、平成26年8月22日から同年9月20日までの間、警察庁長官官房給与厚生課において、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定による手続を実施して定めたモデル審査基準と実質的に同一の内容であり、行手条例第37条第4項第5号に該当することから、実施しなかったもの。

2 審査基準の設定の日

平成26年11月1日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka>）

jp/)に掲載するほか、福岡県警察本部総務部被害者支援・相談課に備え置く。